

環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針の改定案 についての意見・情報の募集について

令和 8 年 3 月 27 日
農林水産省農村振興局

この度、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」の改定案について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」は、農業農村整備事業における「環境との調和への配慮」の一環として、「生物」に配慮した調査、計画、設計・施工、維持管理及びモニタリングを進めるための技術参考資料として定めたものです。前回の改定後、10年が経過しており、環境との調和への配慮の原則化から20年を迎えるに当たって、有識者による今後の生態系配慮の方向性（提言）、「農林水産省生物多様性戦略」の改定、「食料・農業・農村基本法」の改定、生態系配慮に関する新たな手引き等の内容を反映する必要があります。

本意見公募は、本指針の改定案を取りまとめるに当たり、国民の皆様からの御意見を反映させていただくため、意見・情報を募集するものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省農村振興局整備部設計課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

4 意見・情報の提出上の注意

意見・情報を提出いただく対象は、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針の改定案」のみです（関連資料は対象外です。）。また、意見・情報の提出に当たっては、どの部分についての意見・情報が分かるよう、ページ番号等を明記してください。

提出いただく意見・情報は、日本語に限ります。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記してください。

なお、これらの個人情報については、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などに利用します。

また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

郵送の場合は、封筒宛名面に朱書きで、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針の改定案についての意見・情報の募集」と記載してください。

なお、電話での意見等はお受けしませんので御了承願います。

5 意見・情報受付期間

令和8年3月27日～令和8年4月9日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ① 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針の改定案
- ② 〔関連資料〕環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針の改定について（案）
- ③ 〔関連資料〕環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針 新旧対照表